

報道機関各位

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	平成31年4月2日(火)
担当課	健康福祉部健康課
電話	0791-63-2112

## 若年者の末期がん患者に対する在宅ターミナルケア支援を実施します

20代・30代の若年の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して最期まで日常生活が送れるよう、在宅における生活支援として、訪問介護サービス及び福祉用具の貸与を受ける費用を助成します。

- 対象者** 医師から末期がんである旨の診断を受けている満20歳以上満40歳未満の市民で、治癒を目的とした治療を行わず在宅で生活をされている方
- 申請手続き** 健康課（はつらつセンター内）、新宮総合支所地域振興課、揖保川総合支所地域振興課及び御津保健センターで申請受付します。
- サービス内容**
  - 訪問介護（ホームヘルプサービス）
    - ・身体介護（食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬などの介助）
    - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキングなどの介助）
    - ・通院、外出介助
  - 福祉用具貸与  
車いす（付属品含む）、ベッド一式、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置
- 助成対象期間** 平成31年4月1日以降にサービスを利用したもの
- 助成金の額** サービス利用料の9割相当額（一旦は全額負担）
  - ・1か月あたりのサービス利用上限額は6万円
  - ・訪問介護サービス利用料の助成は週3回まで